

平成 23 年 10 月 24 日

お客様各位

豊田信用金庫  
理事長 田端 稔

### 「当座勘定規定」の改正について

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引を遮断するため、昨年 10 月より「当座勘定規定」等に反社会的勢力排除条項を導入しております。

このたび、東日本大震災の復興事業に関する暴力団の介入事案の発生が危惧されることも踏まえ、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えることを目的に当座勘定規定を改正し、平成 23 年 10 月 24 日（月）から適用させていただきます。

改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

### 記

<改正日>

平成 23 年 10 月 24 日（月）

<改正内容>

#### （1）反社会的勢力の属性要件の明確化

当座勘定規定における反社会的勢力の属性要件については、「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者」と規定していましたが、反社会的勢力の属性の一層の明確化をはかるため、次の A～E の要件を追加することとしました。

さらに、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者については、法律において一定の業を営むことができないとされていること等を鑑み、属性要件に追加しました。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### （2）免責・損害賠償規定の追加

反社会的勢力排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても当金庫は免責されること、当金庫に損害が生じたときは当該取引先は損害賠償責任を負うことを追加しました。

当金庫では、今後も暴力団等の反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上